

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案
- ・「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」の案
- ・「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の改正案
- ・「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」において、総務省が別に定めることとしている件（平成 30 年 8 月 28 日付総基料第 186 号）【廃止】
- ・「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改定案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

令和元年 5 月に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）により改正された電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の運用やその及ぼす影響の評価・検証のため、電気通信事業報告規則について所要の改正を行うものです。（改正の概要は別添の報道資料の別紙 1 参照）。

また、当該改正に合わせ、現在意見募集中の「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」（令和元年 7 月 13 日から同年 8 月 13 日まで意見募集中）について、該当する記載を追加するとともに、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」（令和元年 5 月 22 日最終改正）の規定を整備するものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布します。

4 意見提出方法・提出先

意見書又は意見提出フォームに氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号、FAX 番号又は電子メールアドレス）を明記の上、以下のいずれかの方法により、様式に従い日本語で提出してください。

（1）電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合

電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、（2）により提出してください。

(2) 電子メールの場合

電子メールアドレス：tariff-policy.mobile_atmark_soumu.go.jp
総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

- ※ スпамメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。
- ※ 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いたします。
- ※ メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。
- ※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送の場合（※）

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館
総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

- ※ 意見をFAX又は郵送で提出する場合、別途意見の内容を記録したディスクでの提出をお願いすることがあります。その場合の磁気ディスク等の条件は以下のとおりです。
- ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。
なお、送付いただいたディスクは、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(4) FAX の場合（※）

FAX 番号：03-5253-5848
総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

- ※ 連絡窓口の担当に電話連絡後、送付してください。なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和元年7月20日（土）から令和元年8月19日（月）（郵送の場合は締切日の消印まで有効とします。）

6 留意事項

- ・ 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布又は閲覧に供します。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担当：仲田課長補佐、肥田係長、小宮官

電話：03-5253-5845

FAX：03-5253-5848

電子メールアドレス：tariff-policy.mobile_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

様式

意見書

年 月 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号
電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案、「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」の案、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインの改正案及び「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。別紙には意見の対象となる条文等を明記すること。

該当箇所	意見
電気通信事業 報告規則 第*条第*項	<p>【総務省案】</p> <p>*****</p> <p>【意見】</p> <p>*****</p>
電気通信事業 法第27条の3 等に関するガ イドライン	<p>【総務省案】</p> <p>*****</p> <p>【意見】</p> <p>*****</p>
モバイルサー ビスの提供条 件・端末に関す る指針	<p>【総務省案】</p> <p>*****</p> <p>【意見】</p> <p>*****</p>
電気通信事業 法の消費者保 護ルールに関 するガイドラ イン	<p>【総務省案】</p> <p>*****</p> <p>【意見】</p> <p>*****</p>